

## 大手川の係留船対策について

平成23年6月22日  
京都府丹後土木事務所 管理室  
(電話0772-22-3245)

大手川河口部における不法係留船の取締強化と秩序ある利用を図るため「重点撤去区域」と「暫定係留区域」を指定します

- 重点撤去区域…監視を強化し、不法係留者への指導・行政処分等を積極的に行う区域
- 暫定係留区域…当分の間、河川での秩序ある係留を認める区域  
※河川改修前に係留されていた船舶に限る

京都府では、関係機関・団体とともに京都府プレジャーボート等係留対策協議会を設置し、京都府の沿岸部や河川で問題となっている不法係留船等への対策を進めているところです。

不法係留船は、船舶の航行障害をはじめ、洪水・津波等時に流出する危険性、燃料油の流出、景観の悪化などの問題を引き起こす可能性があります。

当事務所管内においては、大手川（宮津市）河口部の河川改修工事が完了し、今後は不法係留の発生が懸念されることから、関係行政機関や地域住民とともに「大手川河口部の河川利用を考える協議会」を設置し、河口部の適正管理について検討を行った結果、不法係留の恐れがある箇所について規制強化を図る一方で、河川管理上の影響が少ない箇所については概ね10年以内の暫定的な係留を認めることとなりました。

当事務所では、引き続き、大手川をはじめ、河川・港湾区域の水面利用の適正化を推進します。

### 【参 考】

- 平成20年11月17日 大手川河口部の河川利用を考える協議会発足  
構成メンバー：島崎自治会、鶴賀自治会、大手川改修促進協議会、  
大手川河口美しく守る会、宮津海上保安署、宮津警察署、  
宮津市漁業協同組合(当時)、宮津市、京都府
- 平成21年 3月23日 協議会の方針決定
- 平成23年 6月 8日 「大手川船友会」に対し暫定係留の占用許可
- 平成23年 6月20日 区域指定の運用開始（占用開始）

※大手川船友会…協議会において占用主体と認められた団体